

食料・農業・農村基本法改正へ向けての政策提言

2024年3月25日

一般社団法人 日本飼料用米振興協会

外務省の外交青書（2023年）は世界の情勢認識として「国際社会が歴史の転換期に差しかかり、パワーバランスの変化と地政学的競争が激しさを増す一方で、気候変動や感染症など地球規模課題は、人類の生存そのものを脅かしている」として危機感を露わにしています。

ロシアのウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ戦争をはじめとして中東情勢の悪化、中国の覇権主義的行動の活発化、米中対立の激化など、一気に国際社会は共存から分断へ、さらには対立へとエスカレートの道を歩んでいます。

経済的対立、軍事的対立のエスカレートで、各国とも軍事費の拡大競争を強いられているのが現状です。グローバル化は陰を潜め分断と敵対姿勢が強まる中で、わが国の安全保障も軍事的安全保障のみならずエネルギー安全保障、食料安全保障、経済安全保障、サイバー安全保障、宇宙空間の安全保障までテリトリーとする多重で困難な安全保障環境に直面しています。とくに軍事面では防衛力の抜本的強化を柱とした「国家安全保障戦略」（2022年12月）を策定して日米同盟の強化とともに同志国（オーストラリアなど）との連携強化に努めていますが、それだけでは安全保障は確保できません。

こうした情勢の中で農林水産省は食料安全保障を目的に掲げた食料・農業・農村基本法の改正案を閣議決定し、今通常国会での成立を図るとしてしています。

基本法の改正案の目的は第二条で「前段省略・食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。）の確保が図られなければならない。

国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。」としています。

これは現行基本法が目的としている「食料自給率向上」を基本とした食料安全保障から、国内生産の増大と同列に「輸入と備蓄を併せた食料安全保障」へとシフトしているようにみえます。確かに「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし」というフレーズは残っているものの全体として食料自給率の向上は目標の1つにすぎないとトーンダウンのようにみえます。食料輸入の安定が食料安全保障であるということは平和な国際環境であれば一理ありますが、分断と対立で有事の国際環境の中で輸入を前提とした食料安全保障はそもそも成り立つのかどうかは疑問が残ります。海に囲まれたわが国は敵対国により海上封鎖されればシーレーン（海上輸送）が寸断されて、たちまちお手上げとなってしまうことは第二次世界大戦で苦い経験として味わっています。

基本法の改正案のほかには食料危機時には米、麦などの「特定食料」の増産指示（指示に従わない場合は罰金）、流通業者への「供給調整計画の届出制」（配給計画）を内容とする「食料供給困難事態対策法案」、農地の確保と適正利用のための「農業振興地域の整備に関する法律の改正案」、「スマート農業技術の活用の促進に関する法律案」を加えた4法案を一括して今国会へ提出しています。

これまでは平和な時代で食料危機などの有事はないという前提で今までは国民は生きてきましたが、これからは有事もあり得るという前提で食料危機への対策（食料安全保障）を構築していくことが求められます。

そこで、日本飼料用米振興協会は次の政策提案をします。

- ① **食料安全保障は国内生産の拡大を大前提とすべきです。**

わが国の水田農業はコメを軸として食料自給率の維持・向上の要として機能してきました。過去 50 年以上にわたる米の生産調整は「水田を水田として維持していく」という国民合意で多額の財政資金の投入を行い、水田を守ってきています。

言い換えれば水田は国民全体の共有財産で食料安全保障の要です。

そのことを国民に訴えて水田の生産力を最大限に引き上げていくべきです。
- ② **水田の生産力を最大化する飼料用米を食料安全保障の要として位置づけるべきです。**

飼料用米は米需給の調整弁として見られがちですが、実は食料自給率向上だけでなく食料安全保障の要です。現在、飼料用米は家畜の飼料原料として重要な一角を担ってきており飼料自給率の向上に大いに寄与しています。

今は、飼料用米は一切食用米への転用は禁じられていますが、人が食べても美味しいのが現実です。いざ食料危機の場合は人の食料へ転用ができるように制度設計していくべきです。

ある意味では飼料用米は食料安全保障の最後の砦となります。
- ③ **飼料用米に求められているのは安定供給の確保です。**

飼料用米の生産量は年々拡大してきて 80 万 t を超えた時（2022 年産）もあります。基本計画の 70 万 t を超えた優等生であるはずですが、現在は増えすぎなので生産拡大にブレーキが掛けられております。

その結果、畜産生産者は飼料用米の調達が困難となっております。

実需者から飼料用米に求められているのは増産と共に安定供給の確保です。
- ④ **飼料用米の交付金の上限は撤廃すべきです。**

飼料用米を生産する稲作生産者には地域の標準単収をベースに 10a 当たり 8 万円の標準単価を基準にキロ当たり約 167 円の単価で±150kg/10a の範囲（5.5～10.5 万円/10a）で水田活用の交付金が直接支払いされています。

しかし、上限が設けられていることから超多収（地域の標準単収から 150/kg 以上の多収は打ち切り）を実現しても経済的メリットがないというのが問題点として指摘されています。

多収のモチベーションアップのためにも交付金の上限は撤廃すべきです。
- ⑤ **多収で高タンパク米の品種開発を再開するべきです。**

多収で高タンパク米が飼料原料として求められています。

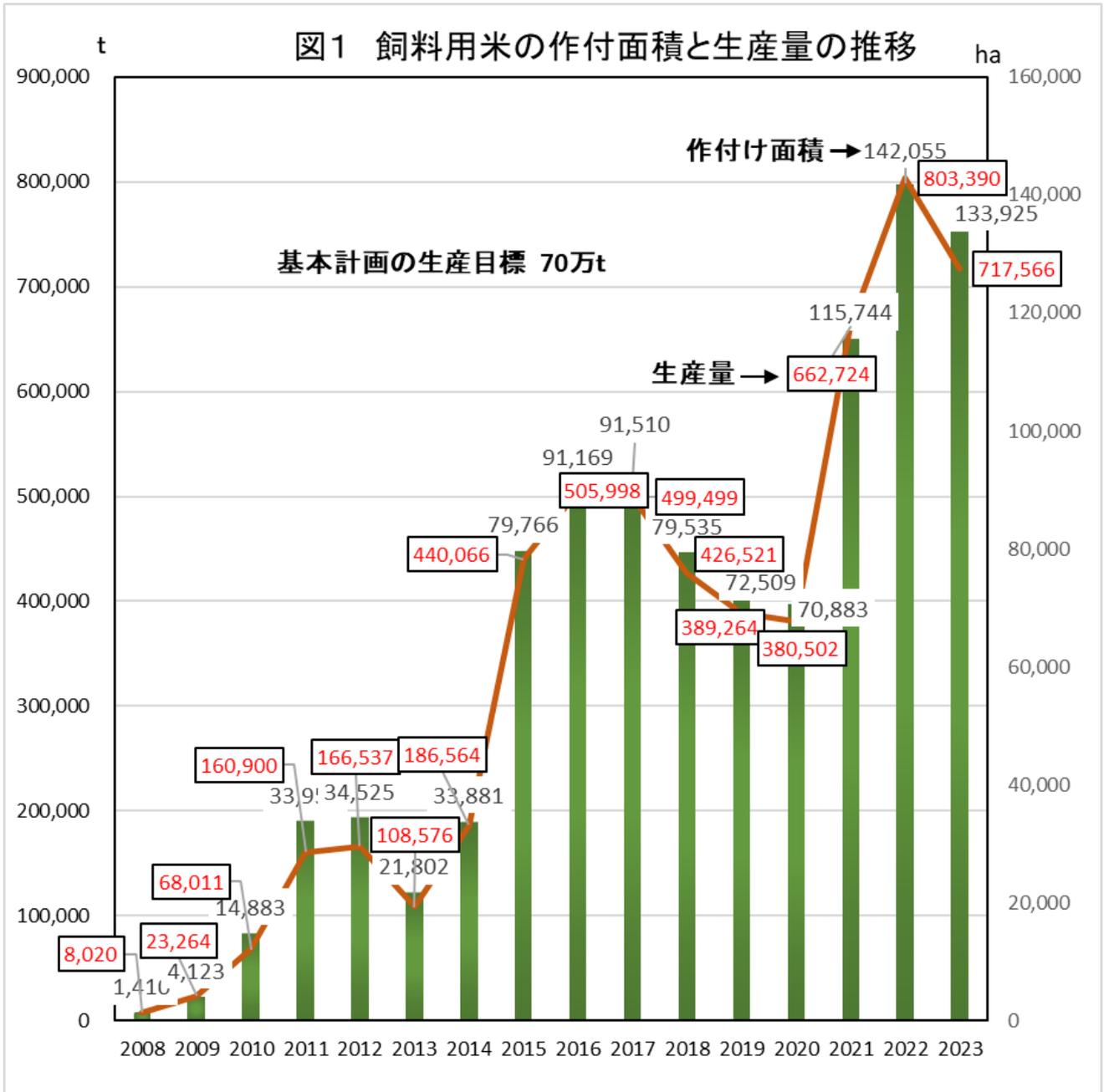
すでに多収で高タンパク米の品種が開発されていますが、普及はこれからです。

これらの品種の普及と共に現在は中断されていますが、さらに多収で高タンパク米の品種開発を再開していくべきです。

水田の生産力を最大限に発揮するにはさらに優良な多収品種の研究開発の継続が欠かせません。

以上

(参考資料1)



(参考資料2)

畑作物の本作物化対策<一部公共>のうち
畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作物化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援(伴走支援)を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)等に要する経費を支援します。

<政策目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大(麦30.7万ha、大豆17万ha【令和12年度まで】)

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化[※]して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物(高収益作物以外)の本作物化に取り組む農業者を支援します。

(※ 交付対象水田から除外する取組をいう(地目の変更を求めたものではない)、以下同じ。)

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

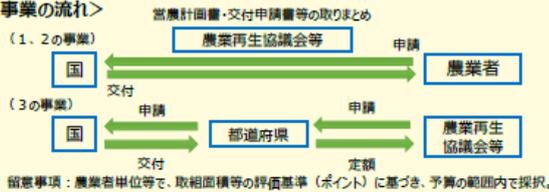
イ 畑作物(高収益作物以外)

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年度準備)	2 定着促進支援 (令和6年度準備)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円 [※] /10a <small>(※ 令和5年度に採択された者は 17.5万円/10a)</small>	・ 2.0 (3.0 [※]) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0 [※]) 万円/10a (一括) <small>(※ 加工・業務用野菜等の場合)</small>
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど[※])に要する経費を支援(定額(1協議会当たり上限300万円))

※ 畑地化(交付対象水田からの除外)に際しては、借地の場合には、賃借人(耕作者)が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援(定額(上限25万円/10a))

【お問い合わせ先】農産局企画課 (03-3597-0191)

(参考資料3)

3 農業農村整備事業等による水田の畑地化の推進

一 生産性・収益性等の向上に向けて、農業農村整備事業等による水田の畑地化(麦・大豆、野菜等)を一層推進するため、畑地化・畑地の高機能化に係る基盤整備を進めるとともに、農地集積率や受益面積要件などの事業要件の見直しを実施し、農業農村整備事業全体としてリソース配分を畑地化に重点化。

	令和5年度	⇒	令和6年度	
○ 農業農村整備事業関係	4,457億円		4,463億円	(+0.1%)
うち畑地化・畑地の高機能化等の推進分			232億円	
			(5年度補正)	
○ 農業農村整備事業関係			1,777億円	
うち畑地化・畑地の高機能化等の推進分			460億円	